

大淀町総合教育会議の公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大淀町総合教育会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会場受付にて自己の住所、氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入し、傍聴の申込みを行わなければならない。

2 受付を終了した者は、傍聴券（様式第2号）の交付を受け、会議場に入場することができる。

3 傍聴の受付は、傍聴を希望する者が定員となり次第終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人以内とし、会議室の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、議長が特別の事情があると認めるときは、議長は別に定員を定めることができる。

(傍聴の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(3) のぼり、旗、貼り紙、プラカード又は鉢巻等の示威行為のために利用するものを着用、又は携帯している者

(4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語、談話又は拍手等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 録音機、写真機又は撮影機その他これに類するものを持ち込み使用しないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、議長が会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人が、この要領に違反し、又は議長が注意した後もなおこれに従わない場合は、議長はこれを退場させることができる。

(議長の指示)

第7条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(No.)	年 月 日
第 回	
大淀町総合教育会議	
傍聴券	

傍聴に関するお願い

傍聴に際しては、以下の事項を守り、会議の円滑な運営にご協力をお願いします。なお、違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合があります。

- (1) みだりに席を離れないでください。
- (2) 私語、談話または拍手などをしないでください。
- (3) 会議における内容や言論に対して批判や賛否を表明しないでください。
- (4) 飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) 上記に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないでください。
- (6) 傍聴人は、許可なく傍聴席において写真、映像などを撮影又は録音しないでください。

以上ご協力をお願いします。